

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例について

新旧対照表

福岡県環境影響評価条例（平成十年福岡県条例第三十九号）

改 正 案	現 行
（適用除外） 第五十条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 一 災害対策基本法（昭和二十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業 二～四 略 五～三 略	（適用除外） 第五十条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 一 災害対策基本法（昭和二十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業 二～四 略 五～三 略